

電波法施行規則等の一部を改正する省令

(UWB 無線システム屋外利用に係る制度整備)

1 諮問の概要

通信用途やセンサー用途で使用されている超広帯域（UWB:Ultra Wide Band）無線システムは、諸外国では屋内外のいずれにおいても使用が可能な一方で、我が国においては、屋内利用に限定されている。

近年、様々な利用シーンを想定した UWB 無線システムの活用が検討されており、諸外国の技術基準と調和のとれた技術基準となるよう屋外利用等を求めるニーズが高まってきている。これに対応するため、情報通信審議会で検討を行ってきたところ、必要な技術的条件について、昨年 11 月に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、屋外利用が可能な UWB 無線システムの新設等の規定の整備を行うものである。

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

- 屋外利用可能な UWB 無線システム（上空利用を除くもの）の定義を追加【第 4 条の 4】

(2) 無線設備規則

- 屋外利用可能な UWB 無線システムの無線設備の技術基準を追加【第 49 条の 27 第 3 項、第 24 条、別表第二号、別表第三号】

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備及び特別特定無線設備の対象に屋外利用可能な UWB 無線システムの無線設備を追加【第 2 条第 1 項第 47 号の 3、第 2 条第 2 項第 2 号、別表第一号、様式第 7 号】

3 施行期日

令和元年 5 月 20 日公布・施行